

愛知県職業能力開発審議会条例

（ 昭和 3 3 年 1 2 月 2 3 日 ）
（ 条例第 4 3 号 ）

（設置）

第 1 条 職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）第 9 1 条第 1 項の規定に基づき、愛知県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、愛知県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 関係労働者を代表する者
- (2) 関係事業主を代表する者
- (3) 学識経験のある者

3 委員のうち、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、各同数とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

（会長）

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月20日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年7月10日条例第25号）

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月10日条例第47号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成18年10月13日条例第58号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成18年9月30日において愛知県職業能力開発審議会の委員であった者は、この条例の施行の日に、改正後の愛知県職業能力開発審議会条例第3条第2項の規定により愛知県職業能力開発審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成20年1月31日までとする。

職業能力開発促進法（抜粋）

〔 昭和44年7月18日 〕
〔 法律第64号 〕

（都道府県職業能力開発計画等）

第7条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定するよう努めるものとする。

（都道府県に置く審議会等）

第91条 都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。